

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

共有資産の少額減価償却資産の判定

Q：当社は、A社と各8万円ずつ負担して16万円の暖房設備を購入しました。

この場合、少額減価償却資産の取得価額の判定は、どうすればよいのでしょうか。

A：8万円で判定しますので、少額減価償却資産に該当します。

【解説】

少額な減価償却資産とは、法人がその事業の用に供した減価償却資産で、次のいずれかに該当するものとされています。

- (1)その使用可能期間が1年未満であるもの
- (2)その取得価額が10万円未満であるもの

この場合、使用可能期間が1年未満であるかどうかは、法定耐用年数ではなく、実際の使用可能期間で判断します。また、取得価額が10万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引される単位で判定します。

ところで、共有資産の償却は、それぞれの持分に応じて行うことになっており、少額減価償却資産であるかどうかは、事業の用に供した減価償却資産の、その取得価額によって判定することとされています。

したがって、ご質問の場合は、自己の所有権の及ぶ範囲内である持分8万円が、それぞれの所有者の取得価額となりますので、その持分によって判定することになります。

